

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

令和 5 年度監査委員監査結果報告の提出について

(下水道事業会計)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

下水道事業会計に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

下水道事業会計

- ・ 主に直近年度を対象とした。

2 対象所属

建設局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 大阪市下水道事業 経営戦略の実効性について のリスク	ア 各取組は計画どおり進捗しているか。	—
	イ 経営戦略の有効性について、必要な検証・見直しが適切に行われているか。	—
(2) 施設整備事業について、 今後予定している整備が計画ど おり進捗しないリスク	ア 下水管の改築更新計画に沿った取組が進められるよう効率的・効果的な事業執行が実施されているか。	—
	イ 施設整備事業費の執行率改善のため、入札不調となった原因を分析し、かつ、効果的な対策が実行され検証されているか。	—
(3) 包括業務委託に関する 検証が十分でなく、業務委託の 効果が発現しないリスク	ア 包括委託に係る委託金額の算定が適切であり、かつ、記録が残されているか。	指摘事項1 指摘事項2
	イ 業務委託の実績及び成果に関する事後評価が適時・適切になされ、必要な措置が講じられているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 包括業務委託の契約変更時における委託総額の取扱いについて改善を求めたもの

建設局は、大阪市内で管理又は所有している下水道施設等の維持管理について包括的な業務委託を行うため、クリアウォーターOSAKA株式会社と令和4年度から令和23年度までの20年間で総額3,853億円の委託契約（以下「本件契約」という。）を交わしている。本件契約はその仕様書等の内容に基づき業務委託料の額に増減が生じた場合には、契約変更を行うことは可能であるが、契約変更に当たっては、合理的な理由を持って実施すべきである。

建設局は、本件契約の仕様書に基づき、電気料金や燃料費等の費用については、発注者が負担する業務委託料に含むものとされていることから、電気代の高騰等を受けて令和5年3月に契約変更を行い、令和4年度及び令和5年度の支払額について、それぞれ5億3,900万円、24

億 8,900 万円増額した。他方、契約期間の後半である令和 17 年度以降の支払額については、当初設計から減額できる見通しが無いにもかかわらず 4,200 万円から 6 億 4,500 万円減額し、トータルの契約額は据え置きとしていた。

これは、令和 4 年度及び令和 5 年度の支払額を増額した際、総額の変更を避けるため合理的な理由なく令和 17 年度以降の金額を調整したことが原因である。

現状では、今後の包括委託契約に係るコストについて対外的に説明できないリスクがある。したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

建設局は、物価高騰等を踏まえ、現行の委託総額について適切に契約変更を行われたい。

2 契約書等の記録の保持について改善を求めたもの

本件契約は、下水道施設等の維持管理にかかる人件費や、薬品費、補修部品購入費などの物件費の費用負担について定めのある契約となっているので、その契約書については双方の間に認識の乖離が生じることのないよう、合意内容について正確に記載すべきである。

また、契約書に定めのない事項についての協議条項（業務委託契約書第 52 条）があり、協議した内容については業務委託共通仕様書に基づき、双方確認の上、業務打合せ書を作成することになっており、建設局では、クリアウォーター O S A K A 株式会社と定期的に包括連絡会議を開催して業務や契約書に係る疑義等について協議しており、合意内容については業務打合せ書を作成、保管している。

しかしながら、下記のとおり、賃金水準の変動に伴うスライド条項の適用及び鉄蓋購入等の精算方法の 2 例については、クリアウォーター O S A K A 株式会社と協議は行っていたが、その合意内容について業務打合せ書が作成されていなかった。

- ・ 本件契約の仕様書には、賃金水準の変動に伴うスライド条項の適用について、「大阪市人事委員会の給与勧告に基づく令和 3 年度からの改定率の積を用いる」との定めがあるが、実際には、「当該年の平均年間給与額の勧告実施後試算額を令和 3 年の同試算額で除した率」が用いられている。仕様書にある「改定率の積」は、実際に使用している率を明確に示した表現になっていない。
- ・ 仕様書には「管路施設に付随する設備に関する点検・修繕費・動力費等」や「補修部品購入費」は「業務委託料に含むものとし、実際の費用に応じて精算する」と定められている。この点について、建設局は、マンホールポンプ修繕や動力費については実際にかかった費用を支払うが、マンホールポンプ点検や鉄蓋購入については数量精算（数量変更はするが、単価はそのまま精算）しているが、仕様書の記載上、精算対象により異なる精算方法を取るなどが明示されていない。

これは、協議内容が契約書を補足する合意事項であり、その内容を業務打合せ書等として作成しなければならないことを正確に認識できていなかったことが原因である。

現状では、広範にわたる本件契約を補うために協議した合意内容が不明確になり、想定外の増額請求等を受けるリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項2]

建設局は、包括委託契約に係るクリアウォーターOSAKA株式会社との合意内容のうち、契約書の記載の補足となるものについて、業務打合せ書等の双方確認を行った書面を作成するなどして明確に記録を残されたい。また、今後新たな疑義が発生した場合においても、漏れなく双方合意の文書等を残し、双方の認識にかい離が生じないよう努められたい。

第7 その他

なし